

部活動指導員の概要

1. 学校教育法施行規則の改正の概要

中学校，高等学校等において部活動の指導，大会への引率等を行うことを職務とする部活動指導員について，規定を整備する。

第七十八条の二 部活動指導員は，中学校におけるスポーツ，文化，科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

※義務教育学校の後期課程，高等学校，中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については本規定を準用。

2. 部活動指導員の職務

(1) 部活動指導員は，学校の教育計画に基づき，生徒の自主的，自発的な参加により行われるスポーツ，文化，科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）である部活動において，校長の監督を受け，技術的な指導に従事する。

(2) 部活動指導員の職務は，部活動に係る以下のものが考えられる。

- ・実技指導
- ・学校外での活動（大会・練習試合等）の引率[※] 等

※ 部活動指導員が単独で引率できるようにするためには，大会の主催者である中体連や高体連，高野連等において，関係規定の改正等を行う必要があるため，本省令の施行通知に合わせて，適切な対応について協力を依頼。

(3) 校長は，部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

3. 部活動指導員に係る規則等の整備

学校の設置者は，部活動指導員に係る規則等を整備する。当該規則等には，部活動指導員の身分，任用，職務，勤務形態，報酬や費用弁償，災害補償，服務及び解職に関する事項等必要な事項を定める。

4. 部活動指導員に対する研修

学校の設置者及び学校は，部活動指導員に対し，事前に研修を行うほか，その後も定期的に研修を行う。研修は，部活動が学校教育の一環であることなど部活動の位置付けと教育的意義，生徒の発達の段階に応じた科学的な指導，生徒の人格を傷つける言動や体罰の禁止等について，十分に理解させるものとする。

5. 施行日

平成29年4月1日

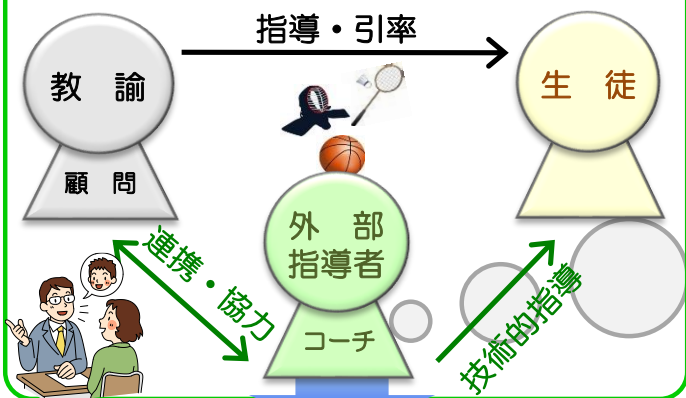
背景

- ▶ 運動部活動については、顧問のうち、**保健体育以外の教員で担当している部活動の競技経験がない者が中学校で約46%、高等学校で約41%**となっている。※1
- ▶ 日本の中学校教員の勤務時間は参加国・地域中、最長となっている。※2

※1 (公財)日本体育協会「学校運動部活動指導者の実態に関する調査(平成26年)」 ※2 OECD「国際教員指導環境調査(TALIS2013)」

外部指導者の活用

外部指導者は、顧問の教諭等と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行う。



部活動指導員の制度化(H29.4.1施行)

中学校、高等学校等において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする「部活動指導員」を学校教育法施行規則に新たに規定。

<職務>

実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導、学校外での活動(大会・練習試合等)の引率※3、用具・施設の点検・管理、部活動の管理運営(会計管理等)、保護者等への連絡、年間・月間指導計画の作成、生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応 等

※3 大会の主催者である中体連や高体連、高野連等において、関係規定の改正等を行う必要がある。

規則等の策定

学校設置者は、身分、任用、職務、災害補償、服務等に関する事項等必要な事項を定めた部活動指導員に関する規則等を策定。

体制の整備

学校設置者及び学校は、部活動指導員に対し、部活動の位置付けと教育的意義等について、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行う。

研修の実施

部活動指導員の任用

部活動指導員は、部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、担当教諭等と日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報交換を行う等の連携を十分に図る。

ケース1 (部活動指導員が顧問)



ケース2 (部活動指導員及び教諭が顧問)



外部指導者の活用 (従来通り)

外部指導者は、顧問の教諭と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行う。

